

大東監告示第4号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和4年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和5年7月5日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

令和4年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆市民生活部

【市民政策課、環境室、市民課、人権室】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 随意契約について</p> <p>自治体の契約は、競争入札で行うのが原則であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合のみ随意契約できるとされ、契約締結の起案書には該当する条項とその理由を記載しておくべきである。</p> <p>しかるに他の条項が該当すると思われる場合においても「その性質又は目的が競争入札に適しない」とする同項第2号に該当するとした事案や、市が同項第1号に該当する場合は、他の条項に該当する場合であっても第1号が優先するという取り決めにもかかわらず、第1号該当としていない事案、契約締結起案でなく実施起案に随意契約の該当条項とその理由を記載している事案が見られた。</p> <p>各部署において、決裁権者は所掌事務の責任者として、契約事務の状況を的確に把握し、適正な取扱いとなるよう配下の職員に指導されたい。</p>
市民政策課 措置状況
<p>随意契約の取扱いについては、地方自治法施行令および大東市契約規則、随意契約ガイドラインに基づく法的根拠を明確にした契約とするよう努めておりますが、決裁権者および担当者の認識不足等によりまして、随意契約理由が適当でないケースや、随意契約理由の記載が漏れているケースが見受けられるなど、適正な事務執行が行われていない事案が存在しておりました。</p> <p>今回の指摘事項を受け、課員に対しましては、あらためて法令等を遵守する意識の醸成と指導を徹底し、事務執行の改善に努めているところです。</p>
環境室 措置状況
<p>契約事務に関しては、地方自治法及び大東市契約規則に則り事務処理を行うようR4年度事務研修の機会に課内で周知・徹底を行ったところです。また、決裁時におけるチェック及び指導を確実にを行い適正な文書管理に努めております。</p>

市民課 措置状況

ご指摘の締結起案でなく実施起案に随意契約の該当条項とその理由を記載している事案につきましては、課長自身が随意契約に対する起案等の決裁基準を確認すると共に、課員に対しても周知徹底を図ったところであります。

人権室 措置状況

人権室では人権啓発イベントの講師や演者の出演交渉を含めた業務委託契約については、競争入札に適さないとの理由から大阪府のガイドラインを参考に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号での随意契約としておりました。

今後は、業務の性質を十分に精査し、随意契約とする場合は、その随意契約理由を契約締結起案に明瞭に記載してまいります。

また、令和5年1月に契約課から通知のあった「大東市随意契約ガイドライン（通知）」を人権室職員に周知を行い、法令に基づき適切な契約事務を行うよう共有しました。

【環境室、市民課】

監査委員 指摘事項
<p>(2) 適切な文書処理について</p> <p>環境課では決裁日の未記入など不十分な文書処理が非常に多くあり、市民課でも受付印の欠落などが見受けられた。それ以外にも起案文書の中で意思決定の内容を「添付文書参照」と端折ったり、意思決定内容が不明確なものが各部署で見受けられた。これらの事案の原因は、起案者の文書処理に関する理解不足から生じると思われる。当該事案を所掌する部署の上司は普段から課内の文書処理の水準が向上するよう、自ら指導に値する知識を身に付けるとともに、起案者等に対し適正な文書処理の指導を実践し、第三者が起案文書から意思決定がわかるよう努められたい。</p>
環境室 措置状況
<p>決裁日の未記入など、文書処理の基礎的事項はもとより、起案文書上において意思決定内容が明確になるよう「文書事務の手引き」等に基づき、事務処理ルールの趣旨に則った処理を行う旨、R4年度事務研修にて周知を行ったところです。また、課長以下の決裁者についても、市民から疑念を抱かれることのないよう事務処理の統一化と適正実施を常に念頭においた事務執行に努めております。</p>
市民課 措置状況
<p>ご指摘につきましては、課長の適切な文書処理の徹底はもちろんのこと、課員に対しましても周知徹底してまいります。</p>

【環境室】

監査委員 指摘事項
<p>(3) 会計年度について</p> <p>自治体の会計原則の1つに「会計年度独立の原則」がある。大阪府からの権限移譲事務に係る交付金について、原因となる事務の翌年度で処理されていた。この事案は単なる処理ミスではなく、会計原則が全く意識されていなかったことと前例踏襲主義から生じた結果ではないかと思われる。通常考えられない事案であるが、今後の適正な処理は当然のこと、同じミスを繰り返さないような事務改善を工夫されたい。</p>
環境室 措置状況
<p>今回ご指摘頂いた「大阪府屋外広告物条例」、「深夜営業規制・公組法」、「水道関係」に係る事務については、平成25年に大阪府から権限移譲され、権限移譲と同時に大阪府から移譲事務に係る交付金を受けています。</p> <p>当該交付金の交付額の算定にあたっては、当該年度の実績値に基づき交付されることとなっており、毎年4月に前年度実績を報告し、5月末に前年度交付金が振り込まれる仕組みとなっています。</p> <p>権限移譲された平成25年当時において、5月末に振り込まれた前年度交付金を当該年度の歳入として処理したことから、その翌年度以降も1年ずつずれた取扱いが継続的になされていたもので、約10年間にわたり、適正なものと認識し、処理されていたものです。</p> <p>監査委員会からのご指摘後、ただちに是正を図るとともに、今回の事案を共有し、担当者および決裁者（決裁過程者を含む）複数人でのチェック体制を構築しております。</p>

【人権室】

監査委員 指摘事項

(4) 不納欠損処理について

ヒューネット裁判に係る損害賠償金については、令和3年度に相続財産管理人から相続財産管理事務の終了通知が送付され、これ以上取り立てる財産がないことが判明した。この状況に当たって人権室の事務処理が遅れ、令和4年度に入ってから権利放棄の議決を得ずに、日付を遡って不納欠損処理したが、その事実と経過の説明が二転三転したこともあって議会が問題視し、関係職員の処分に至る大きな混乱となった。

そもそも本事案の原因は、日付を遡って不納欠損処理したことにあり、これによって、市長、議会など関係者への説明が後回しになって、議会に不信感を持たれ、理事者側が統一的に対応できなかつたように思われる。

今後、同様の事案を起こさないために、関係部署間の情報共有と連携強化が必要とされているところではあるが、監査委員としては、不納欠損処理に関する例規の整備を提案したい。市民生活部は直接の所管ではないが関係部署とともに改正を検討されたい。

現在の例規において不都合を感じるのは、不納欠損処理を行う時期が規定されていないことである。不納欠損処理は慌てて行うものではなく、ずるずると先送りするものでもない。種々の手を尽くしても債権の徴収困難が確定した場合、市議会の議決が必要な場合はそれを得て、年度末の決算に合わせて行うことを原則とするよう例規で規定できないか検討いただきたい。

又、不能欠損処理は「50万円以上の権利放棄には議決が必要」と債権管理条例第6条に規定しているが、「市長の専決処分事項の指定について」と内容が重複し、実効性に乏しい状況であることも併せて検討されたい。

人権室 措置状況

昨年の不納欠損処理につきましては、権利放棄の議決を得ず、日付を遡って不納欠損処理をいたしましたことは、監査委員の皆さまに大変ご迷惑をおかけしました。あらためてお詫びします。

この度の事務の誤りの原因は、漫然と前例踏襲で事務を行っていたことに加え、人権室で独自判断したことが原因と考えております。現在は、規定に従い、部内をはじめ全庁的に情報共有と連携をはかり、適正な事務を行っております。

ご指摘の不納欠損処理及び債権管理条例に係る例規の改正につきましては、関係部署（会計室、納税債権課、総務課）とともに検討しております。

会計室においては、不納欠損処理の時期の規定については、仮に「3月末に」と規定した場合、市税等の時効による債権消滅などで実際に債権が消滅した金額の集計ができるのが4月10日頃であり、3月末に不納欠損処理を行うことは不可能であり、会計規則に不納欠損処理の時期を規定することは難しいと考えております。

また、納税債権課においては、債権管理条例第6条の規定と地方自治法第96条第1項第10号の規定が重複しているとの指摘につきましては、債権管理条例は市の債権の適正管理のほか、債権の放棄についてその内容や手続きを具体的に定めており、地方自治法第96条第1項第10号の規定を補完する役割を果たしているものと考えております。これらのことから、条例を所管しております納税債権課としては、現段階において条例の見直しを行う予定はございません。適正な債権管理・債権放棄の手続きを行うために、「(仮)債権管理事務の適正な執行について(依頼)」の通知と「(仮)債権管理マニュアル」を作成し、総務部長と会計管理者の2者連名で関係各課に対して周知を行う準備を進めております。

なお、マニュアルの周知の時期でございますが、納税債権課長に確認いたしましたところ、既存のマニュアルに手を加えており、公債権編と私債権編を合わせて100ページのボリュームがあり、根拠法令等を突き合わせるなどに時間を要している為、7月中に周知を行うと回答を得ております。

【人権室】

監査委員 指摘事項
<p>(5) 正確な情報の記録と公開について</p> <p>野崎まちづくり委員会は、野崎地区の市有地の処分という市政の方向性を議論する場であるにも関わらず「市の組織ではないために市の公開規定の対象外である」と、公開を否定している。会議での闊達な議論を阻害するというのであれば、後日、発言者の名前を消した会議録を公開すればよいのであって、このような姿勢は、市民全体の市政への参加に反するものである。又(4)にも関連するが、担当部署のファイルには会議の内容の経過を示した記録がなく、同条例の「会議録等必要な文書等の作成を怠ってはならない」という規定にも反している。所掌する事務すべてにおいて、正確な情報を記録し、必要に応じて公開できる体制づくりを求める。</p>
人権室 措置状況
<p>ご指摘の記録を残すということは当たり前のことであり、そのやるべきことが出来ておりませんでした。申し訳ありませんでした。</p> <p>野崎地区まちづくり委員会の性質から今後は大東市情報公開条例に謳う市の市民に対する説明責任を果たすべく、会議等の内容を記録し、必要に応じて公開できるよう適正な文書管理事務を行ってまいります。</p>

【人権室】

監査委員 指摘事項

(6) 職務の積極的な遂行について

令和2年度決算の決算審査で「野崎地区にある市有財産の未利用地」について人権室に質問したところ、基本方針は政策推進部が所管しており、人権室は具体的な進め方を議論する「大東市野崎地区まちづくり委員会」の事務を所管しているに過ぎないとした。これを受けて今回の定期監査で、当該委員会の会議の状況を確認したところ、令和4年度上半期で2つの小委員会が3回しか開催されておらず、(5)でも指摘したように、会議の内容すら公表されておらず、会議を開催するだけで、全く内容の進展を確認できなかった。又老朽化している旧北条教育センター分館の将来構想を質問したところ「所管でない」と取り付く島もない回答であったことなど、積極的に課題を解決しようとする姿勢を全く感じるができなかった。このような課題をやり過ごす姿勢が幾つもの事例に感じられ、(4)の不納欠損処理の問題などを引き起こした遠因（インキュベータ）になったものと思われる。人権室の職員すべてがそうであるとは思いたくないが、人権室の職員や他課の職員であっても心当たりのある者は、課題に対して積極的かつ熱意をもって職務を遂行するとともに、幹部職員が率先して見本となる姿勢を示していただきたい。

人権室 措置状況

ご指摘の野崎地区にある市有財産の未利用地の利活用及び売払いについて意見交換をする「大東市野崎地区まちづくり委員会」の進捗状況につきましては、コロナ禍により調整が困難であったことはありますが、具体的な深野園住宅建替案や野崎地域のエリアビジョンの策定が進まなかったことから、会議を重ねることが出来ませんでした。また事務局として積極的な働きかけが足りなかったと反省しています。

会議の公表につきましては、会議等の内容を記録し、必要に応じて公開できるよう適正な事務を行ってまいります。

また、旧北条教育センター分館の将来構想につきましては、北条地域全体のまちづくりに大きく影響するものでございます。今後進められる「北条地域まちづくり第Ⅱ期構想」の検討の中で人権室が所管する北条人権文化センターとともに、そのあり方の検討については、所管する教育委員会と連携し、人権室が積極的にリードしてまいります。